
 監 査 委 員

25年監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成24年度に執行した監査の結果（平成24年12月1日から平成25年3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成25年 7月19日

京都府監査委員 奥 田 敏 晴
 同 山 口 勝
 同 村 山 佳 也
 同 園 田 能 夫

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
前 波 健 史	平成24年12月1日～平成25年3月31日
松 岡 保	平成24年12月1日～平成25年3月31日
村 山 佳 也	平成24年12月1日～平成25年3月31日
園 田 能 夫	平成24年12月1日～平成25年3月31日

第1 定期監査

平成24年12月1日から平成25年3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、実施日及び実施方法

平成24年度の監査対象機関のうち、知事部局22箇所、教育委員会6箇所、警察本部5箇所の計33箇所について監査を執行した。その他主要な工事3箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況調査を知事部局12箇所、教育委員会2箇所の計14箇所実施するとともに、物品等の納品状況について、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査を本庁、4広域振興局及び18地域機関に係る24事業者に対して行い、納入業者が保管する帳票等による裏付調査を実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
自転車競技事務所	平成25年 3月14日・19日	実地監査
京都東府税事務所	平成25年 2月13日・14日・3月12日	実地監査
京都西府税事務所	平成25年 2月18日・19日・3月12日	実地監査
京都南府税事務所	平成25年 3月 4日・5日・12日	実地監査
自動車税管理事務所	平成25年 2月 8日	書面監査
流域下水道事務所	平成25年 2月21日・22日・3月 1日	実地監査
家庭支援総合センター	平成25年 2月 5日・21日	実地監査
宇治児童相談所	平成25年 3月 8日	書面監査
中小企業技術センター	平成25年 3月 7日・8日・15日	実地監査
府立京都高等技術専門学校	平成24年12月 6日・13日	実地監査
京都林務事務所	平成24年12月17日・18日	書面監査
京都土木事務所	平成24年12月 6日・7日・27日	実地監査
山城教育局	平成25年 2月19日	書面監査
府立嵯峨野高等学校	平成25年 2月20日	書面監査
府立西城陽高等学校	平成25年 3月13日	書面監査
府立田辺高等学校	平成24年 9月13日・24日・平成25年 3月28日	実地監査
府立南陽高等学校	平成25年 2月12日	書面監査
府立向日が丘支援学校	平成25年 3月 7日	書面監査
下京警察署	平成25年 1月25日	書面監査
宇治警察署	平成25年 1月10日	書面監査
城陽警察署	平成25年 1月10日	書面監査
八幡警察署	平成25年 1月 9日	書面監査
田辺警察署	平成25年 1月 9日	書面監査
山城広域振興局	平成25年 1月 8日～11日・15日～18日・21日・2月 1日	実地監査
乙訓保健所	平成25年 1月10日・2月 1日	実地監査
山城北保健所	平成25年 1月24日・25日・2月 1日	実地監査
山城南保健所	平成25年 1月18日・2月 1日	実地監査
山城土地改良事務所	平成25年 1月 8日～11日・15日～18日・21日・2月 1日	実地監査

山城北農業改良普及センター	平成25年 1月 8日～11日・15日～18日・21日・2月 1日	実地監査
山城南農業改良普及センター	平成25年 1月 8日～11日・15日～18日・21日・2月 1日	実地監査
乙訓土木事務所	平成25年 1月 7日～9日・2月 1日	実地監査
山城北土木事務所	平成25年 1月21日～24日・2月 1日	実地監査
山城南土木事務所	平成25年 1月11日・15日～17日・2月 1日	実地監査
調査統計課	平成25年 3月27日	特別財務(現金)
男女共同参画課	平成25年 3月27日	特別財務(現金)
消費生活安全センター	平成25年 3月27日	特別財務(現金)
府立洛南病院	平成25年 3月26日	特別財務(現金)
総合就業支援室	平成25年 3月22日	特別財務(現金)
府立京都高等技術専門学校	平成25年 3月22日	特別財務(現金)
農村振興課	平成25年 3月27日	特別財務(現金)
指導検査課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
道路計画課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
河川課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
都市計画課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
砂防課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
福利課	平成25年 3月25日	特別財務(現金)
総合教育センター	平成25年 3月26日	特別財務(現金)
文化学術研究都市推進室	平成24年12月 4日～平成25年 3月28日	特別財務(物品)
介護・地域福祉課	平成24年12月21日～平成25年 3月28日	特別財務(物品)
食の安心・安全推進課	平成24年12月21日～平成25年 3月28日	特別財務(物品)
文化芸術振興課(京都文化博物館)	平成25年 3月 4日	工事監査
水環境対策課(桂川右岸流域下水道)	平成25年 2月22日	工事監査
山城北土木事務所(国道307号(仮)新興山田トンネル)	平成25年 2月15日	工事監査
例月出納検査(会計事務所例点検)	平成24年12月21日・25日・27日	—
	平成25年 1月28日・29日・31日	—
	平成25年 2月25日・26日・28日	—
	平成25年 3月25日・26日・28日	—

※ 特別財務調査のうち物品等納品状況に係る関係人調査については、指摘事項等が見られた機関のみの記載とした。

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成23年度分及び監査執行日までに執行された平成24年度分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、平成24年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性とといった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

① 事務事業全般にわたり合规性・正確性を視点とする監査を行うとともに、次の事項については詳細な監査を実施する。

(1) 契約関係

- ア 契約書・請書が適正に作成されているか。
- イ 予定価格調書が適正に作成されているか。

(2) 支出関係

- ア 諸手当・旅費が適正に支出されているか。
- イ 納品書等の取扱いは適正か、履行確認は適正に行われているか。

(3) 現金関係

所属長の点検、現金等の保管が適正に行われているか。

② 経済性・効率性・有効性を視点とする監査については、主に監査対象機関の重要施策及び次の事項について、監査を実施する。

- (1) 業務委託の状況について
- (2) 府が事務局を担っている団体の事務の処理状況について
- (3) 府有資産の活用等、効率的な財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	1	1	3	2	1	0	0	0	1	9

① 支出

- ・請求書について、日付が空白のまま受領し、職員が日付を記入していた事例が認められた。(1件) (介護・地域福祉課 (特別財務調査))

② 契約

- ・委託契約において、予定価格の設定を誤っていた事例が認められた。(府立京都高等技術専門学校)

③ 物品

- ・管理する物品を不用及び廃棄の決定を行うこ

となく廃棄処分していた事例が認められた。

((118件) 府立田辺高等学校、(1件) 府立南陽高等学校、(3件) 府立向日が丘支援学校)

④ 財産

- ・財産台帳、不動産登記及び附属図面に記載された建物の延べ床面積がいずれも一致していない事例が認められた。(中小企業技術センター)
- ・河川法に基づく占用許可の更新が行われず、河川海岸使用料が調定されていない事例が認められた。(平成22年度分～平成24年度分 148,500円) (乙訓土木事務所)

⑤ 現金

- ・所属長の月例点検が適切に行われていない事例が認められた。(2件) (総合教育センター (特別財務調査))

⑥ その他

- ・公印押印簿等への記載・押印漏れが多数みられるなど公印の使用が規程どおりに行われていない事例が認められた。(中小企業技術センター)

(2) 注意事項

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
1	1	3	19	1	2	0	0	0	3	0	30

① 会計一般

- ・地元説明の遅れにより浚渫工事の一部が廃工となったため、事前検査結果が活用できなかったもの (山城南土木事務所)

② 収入

- ・行政財産の目的外使用許可に伴う電気代について13箇月分を一括徴収(中小企業技術センター)

③ 支出

- ・納品書の作成・提出指示の時期が不適切 (食の安心・安全推進課 (特別財務調査))
- ・特殊勤務手当の支給誤り (宇治児童相談所)
- ・委託事業の請求書等関係書類の日付が不整合 (文化学術研究都市推進室 (特別財務調査))

④ 契約

- ・単価契約における予定価格を単価で設定 (自転車競技事務所)
- ・契約書を作成すべきところこれを省略し、請書を徴収 (調査統計課)
- ・契約書における必要な規定の欠落 (自然環境保全課、中小企業技術センター)
- ・長期継続契約における予算が減額された場合の契約解除条項の欠落 (中小企業技術センター)
- ・業務委託契約書の様式誤り (山城広域振興局(乙訓地域総務室))
- ・随意契約における契約状況の未公表 (流域下水道事務所、中小企業技術センター、府立京都高等技術専門学校、京都林務事務所)
- ・随意契約において、総額でなく単価での見積書

- を徴収（家庭支援総合センター、府立向日が丘支援学校）
- ・基準契約書から削除すべき条項を起案において伺っていないもの（山城南土木事務所）
- ・基準契約書に追加する文言を起案において伺っていないもの（砂防課）
- ・履行確認検査を怠り、支払事務が大幅に遅延（水産課（例月出納検査））
- ・請負契約における履行確認検査の不備（府立向日が丘支援学校）
- ・債務負担工事における変更契約の未締結（山城北土木事務所）
- ・見積書における採用決定の未実施（山城広域振興局）
- ・適切な見積条件を提示しないなど契約事務が不適切（府立向日が丘支援学校）
- ⑤ 物品
 - ・劇物の残高管理が不適切（山城広域振興局（山城南府税出張所））
- ⑥ 財産
 - ・行政財産の使用許可事務が不適切（中小企業技術センター）
 - ・河川における不法行為への対応が不適切（山城南土木事務所）
- ⑦ 工事
 - ・工事請負契約の変更に当たり、工事打合簿による指示・協議等の未実施（乙訓土木事務所、山城南土木事務所、京都土木事務所）

第2 財政的援助団体等監査

平成24年12月1日から平成25年3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成23年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した19団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、物品等の納品状況について、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査を3機関について行い、納入業者が保管する帳票等による裏付調査を実施した。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構	補助出資	平成24年12月4日	書面監査
財団法人 京都子ども文化会館	出資	平成24年12月6日	書面監査
公益財団法人 京都府水産振興事業団	補助出資	平成24年12月12日・13日	実地監査
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団（子ども発達支援センター）	出資管理	平成24年12月12日・21日	実地監査
京都府住宅供給公社	出資管理	平成24年11月21日・22日・12月25日	実地監査
京都府道路公社	補助出資	平成24年12月3日・4日・25日	実地監査
京都府土地開発公社	補助出資	平成24年12月10日・11日・25日	実地監査
社団法人 京都府森と緑の公社	補助出資	平成24年12月10日・27日	実地監査
綾部市有害鳥獣駆除対策協議会	補助	平成25年2月6日	書面監査
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	補助	平成25年2月7日	書面監査
京都府公立大学法人	補助	平成25年1月21日～23日・2月8日	実地監査
財団法人 京都府少年教育振興会	出資管理	平成25年2月13日	書面監査
財団法人 京都府立丹波自然運動公園協力会	管理	平成25年2月14日	書面監査
社団法人 京都府畜産振興協会	出資	平成25年2月22日	書面監査
公益財団法人 京都産業21	補助出資	平成25年2月6日・7日・27日	実地監査
京都府高等学校芸術文化連盟	補助	平成25年3月4日	書面監査
京都府競技力向上対策本部	補助	平成25年3月12日	書面監査
社会福祉法人 青葉学園	補助	平成25年3月18日	書面監査
公益財団法人 京都府公園公社	出資管理	平成25年3月5日・22日	実地監査
社団法人 京都府森と緑の公社	補助出資	平成24年12月10日～平成25年3月28日	特別財務（物品）

※ 特別財務調査（物品等納品状況）に係る関係人調査については、指摘事項等が見られた機関のみの記載とした。

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良

好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。

イ 内部牽制(チェック)体制は採られているか。

ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。

エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。

オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、以下のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていたが、経理事務について、次のとおり留意を要する事例が認められた。

- ・京都府から貸付・管理委託されている備品について京都府と協議することなく廃棄(社会福祉法人京都府社会福祉事業団(こども発達支援センター)、公益財団法人京都府公園公社)
なお、監査対象施設の所管課(障害者支援課、都市計画課)に対しても指摘事項とした。
- ・現金実査の未実施(社会福祉法人京都府社会福祉事業団(こども発達支援センター))
- ・月次決算における合計残高試算表の作成内容が不適切(京都府住宅供給公社)
- ・委託契約における履行確認が不適正及び設備保守点検結果への対応の未実施(京都府住宅供給公社)
- ・契約変更の事務手続を行うことなく、2契約間で費用を流用(京都府道路公社)
なお、監査対象機関の所管課(道路計画課)に対する注意事項とした。
- ・工事請負契約の変更に当たり、工事打合簿による指示・協議等の未実施(京都府道路公社)
- ・予定価格の設定誤り(京都府道路公社)
- ・基準契約書から削除すべき条項を起案において何っていないもの(京都府道路公社)
- ・京都府委託事業の事務処理において内部統制や牽制が不十分(社団法人京都府森と緑の公社(特別財務調査))
- ・設備管理委託業務の委託内容及び事務処理が不適切(財団法人京都府立丹波自然運動公園協会の)
- ・利用料金の収入実績報告の誤り(財団法人京都府立丹波自然運動公園協会の)
- ・委託契約における再委託手続の不備(公益財団法人京都府公園公社)
- ・月次決算報告の未実施(公益財団法人京都府公園公社)
なお、社会福祉法人青葉学園の監査を執行したところ、補助事業で取得した財産の処分手続に係る指導が適切に行われていない事例が認められたため、所管課(家庭支援課)に対する指摘事項とした。

第3 監査委員による意見・要望(平成24年度)

監査委員の平成24年度における意見・要望は、以下のとおりである。

① 行財政運営

4年連続の府税収入の減など、依然として京都府財政が厳しい状況にあることを踏まえ、歳入確保対策としての未収金の回収・整理、発生抑止の取組や未利用府有地の売却を進めるとともに、行財政改革の推進に当たっては、京都府の取組だけではなく、市町村や他府県との協働によるスケールメリットを活かした効率化を進めるなど、新たな視点・手法での取組を検討すること。

また、予算・組織・人事の方針については、総合的・一体的な運営を行うため、「行政運営の基本方針」として一体化を検討されたいとの意見・要望を行った。

② 防災対策

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が拡大されたこと及び集中豪雨による土砂崩れ、大規模な浸水被害などが発生したことを踏まえ、広域的、複合的な大規模災害においては、京都府が広域的な立場から市町村と一体となって対策を構築すること。

また、府内における浸水被害等の発生状況を踏まえ、府民への情報提供体制の充実強化、天井川等浸水被害に直結する箇所総点検及び優先的な工事実施等のハード整備など総合的な集中豪雨対策に努められたいとの意見・要望を行った。

③ スポーツ・文化振興

京都府のスポーツ振興は、競技力は全国的に上位にあるものの、スポーツ施設の整備状況は全国的に見ても低く、国際的な試合も近年開催されていない状況にあることから、専用球技場の整備に当たっては、青少年の夢やあこがれとなるよう、また、京都におけるスポーツ振興の拠点となるような特色ある施設整備に取り組まされたい。

文化振興においては、国民文化祭の成果を今後の文化振興に活かせるような継続した取組を、市町村や関係団体と連携し実施されたいとの意見・要望を行った。

④ 水道事業の展望の明確化

水需要の減少や更新負担の増大等水道事業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、より効率的な事業執行や運用体制の確立などに取り組むとともに、「府営水道ビジョン検討会」や受水市町と共同で取り組む「広域化等研究会」において、水道の将来ビジョンや水道事業の広域化について検討を深められ、今後の水道事業の将来展望等を明らかにされたいとの意見・要望を行った。

⑤ 与謝の海病院の役割の発展

丹後地域における医師不足や診療科の偏在、他医療圏に患者が流出している現状を踏まえ、与謝の海病院の府立医科大学附属病院化により、地域医療を

担う人材を育成する教育機能や府立医科大学との連携による高度医療の提供など、病院機能の強化が期待されることと併せ、丹後地域の医療機関との連携の充実・強化により、地域医療を担う中核としての機能が、より発展するよう取り組まれないとの意見・要望を行った。

⑥ オール京都体制での商工・観光行政の推進

京都産業や観光施策の効果的かつ効率的な推進のため、京都市との役割分担や連携にとどまらず、「産・学・公」一体となった「オール京都体制」での取組の拡大に努めることとの意見・要望を行った。

⑦ 雇用創出・就労支援対策

京都ジョブパークでは、ハローワークとの完全一体化など、人材育成から就労マッチングまで全国に先駆けて、幅広く事業に取り組まれ、成果を生み出されているが、雇用基金事業が終了する中、地域の総意を活かした雇用対策事業を展開できるよう、府民目線で検証・検討を進めるとともに、国への恒久的な支援対策を求める働きかけを強化されたいとの意見・要望を行った。

⑧ 府内農林水産業における人づくりの推進

2010年農林業センサスでは前回と比べ、農家数で8.5%、就業者数で25.2%の減少となるなど、府内の農林水産業における人材の確保・育成は大変重要な課題であり、新規就農や力強い経営体の拡大、新設された林業大学校の取組、漁業の魅力拡大などを通じて、次代を担う人づくりに更に積極的に取り組まれないとの意見・要望を行った。

⑨ 京都舞鶴港を拠点とした地域活性化の推進

海外との「人」や「モノ」の交流が活発化する中、日本海側の窓口として、舞鶴港を京都府の新たな「物流」、「人流」の拠点、府北部地域活性化の拠点として守り育てる意識の醸成が重要であり、行政と関係機関・団体が一体となり、「オール京都体制」でハード、ソフト両面の整備に取り組むこと。

また、日本海側拠点港に選定されたことから、的確な需要予測による港湾整備や高速道へのアクセスの確保を図るとともに、日本海側隣接港との協調・連携による国際競争力の強化に努められたいとの意見・要望を行った。

⑩ 民間事業者への貸付機器の稼働率の向上

民間事業者に貸し付けるために高額で購入した試作・検査等機器の稼働率が平均で数%程度と低い現状が見受けられることを踏まえ、中小企業に有益な機械の選定に当たっては、専門家等による選定委員会を設置するとともに、技術の進歩による貸付機器の陳腐化等の可能性も考慮し、リースでの導入などについても検討するよう、意見・要望を行った。